

平成23年 2月 8日
延岡河川国道事務所

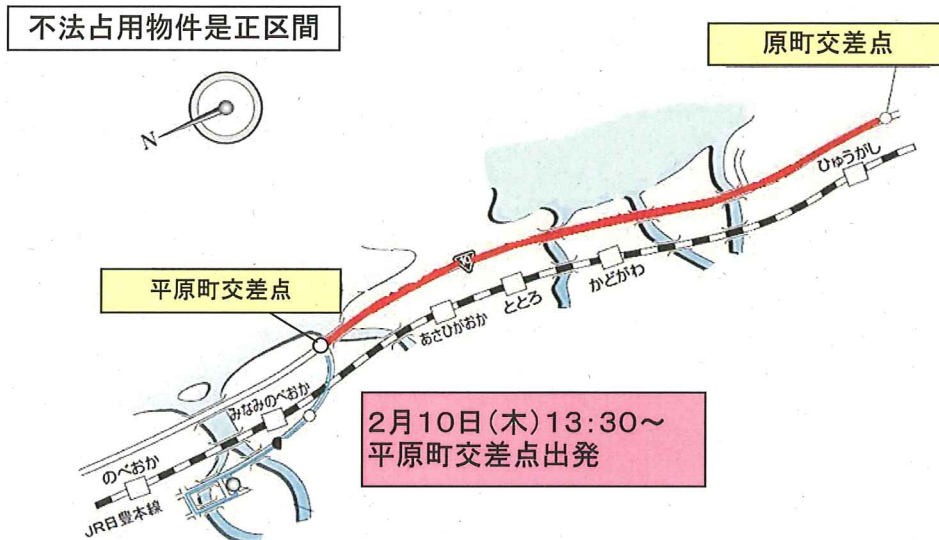
記者発表資料

**国道10号の「不法占用物件の是正指導
及び撤去」を実施します！**

道路は、地域に暮らす皆さまの日常生活や経済活動に欠くことのできない身近な施設です。
国道10号を管理する延岡河川国道事務所では、歩行者や通行車両に支障となる不法占用物件の是正指導や撤去を行います。
(歩道上に直接置く看板や商品等は、歩行者の安全で快適な通行の妨げとなり違法です。)

- 1. 日 時 平成23年2月10日(木) 13:30～(2時間程度)
- 2. 場 所 国道10号
平原町交差点(延岡市)から原町交差点(日向市)までの間(約16km)
- 3. 参加機関 延岡河川国道事務所 参加人数 7名
- 4. 内 容 歩道上にある立看板やのぼり旗、はり紙等の是正指導や撤去を行います。

当日は、取材可能ですので、積極的な報道協力をお願い致します。



—お問合せ先—
国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所
道路管理課 課長 北平 京治
道路管理課 管理係長 中尾 新
TEL:0982-31-1260

歩道に物を置くのは違法です！ 歩道は安全で快適に！

歩道上に直接看板・商品を置いてはいけません。
歩道上に自転車・バイクを不法に駐輪してはいけません。

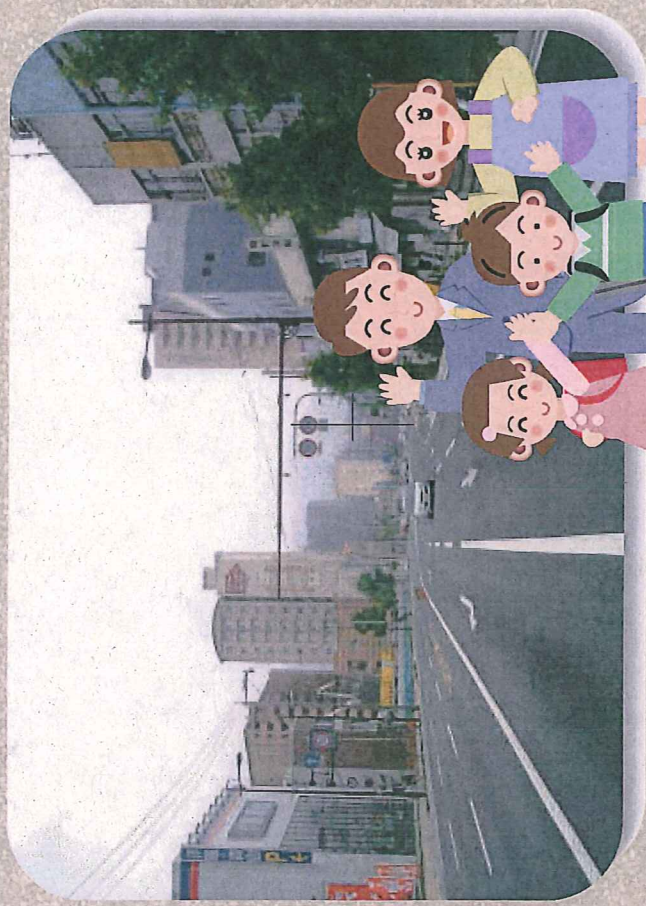


歩道に直接置く看板・商品、自転車、バイクなどは歩行者の通行の妨げになります。

国土交通省 延岡河川国道事務所 TEL 0982-31-1260
 国土交通省 延岡河川国道事務所
 延岡国道維持出張所 TEL 0982-37-0240

ご存じですか？

道路の点検



STREET 街の足



OUR FUTURES...ON THE ROAD

明日へと続く、私たちの道

国土交通省 延岡河川国道事務所

道路に看板等を設置する場合は、 道路法による「占用許可」の手続きが必要になります。

道路を利用するには 占用許可が必要です！

個人でつづける看板や日除けのほか、公共の施設である電柱や信号機、地下に埋設してある水道等も、道路空間を利用する場合は、すべて「占用許可」が必要です。

道路法第32条

道路を使用する場合は、道路管理者の許可を受けなければならない。

道路法第39条

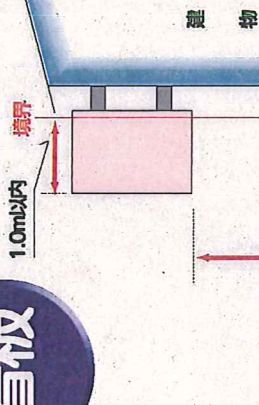
道路の占用については、占用料を納入する。

占用申請手続き！

- 申請手続きは、担当の出張所でおこなってください。
- 申請費は無料で配布しています。
- 申請費は工事(取付)の1ヶ月前までに提出してください。

看板

1.0m以内



2.5m以上

歩道

※車道の場合は4.5m以上

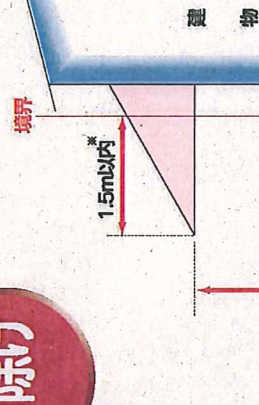
■1mあたりの占用料

※ H23.4～ 赤字の金額に変わります。

乙地	2,000円/年	→	2,000円/年
丙地	1,000円/年	→	990円/年
乙地	1,400円/年	→	1,400円/年
丙地	700円/年	→	693円/年

日除け

1.5m以内



2.5m以上

歩道

※歩道の幅員2m以下の場合、歩道幅員から0.5mを減らした値。

■1mあたりの占用料

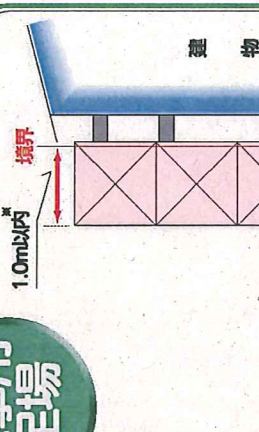
※ H23.4～ 赤字の金額に変わります。

乙地	1,100円/年	→	1,000円/年
丙地	950円/年	→	820円/年

※文字入りの場合は、自家用看板扱いとなります

工事用足場

1.0m以内



歩道

※歩道が広い箇所では1m以上設置可能な場合があります。詳しくは出張所でおたずねください。

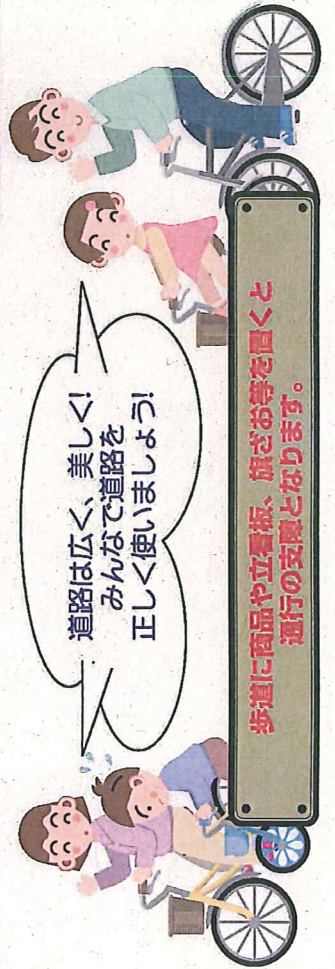
■1mあたりの占用料

※ H23.4～ 赤字の金額に変わります。

乙地	200円/年	→	200円/年
丙地	100円/年	→	99円/年

乙地 延岡市、日向市

丙地 門川町



Q 占用料は何に使われるの？

A 快適な道路づくりのため有効に使われています！

占用料は、道路をつくるための財源となったり、道路をいつも良好な状態に保つために必要な調査、工事等の財源となります。みなさんに納めていただいた占用料は、快適な道路づくりのため有効に使われています。

Q 占用申請しないとうなるの？

A 占用手続きが撤去をしないと規定により罰せられます！

道路管理者に無断で設置されている物件については、すみやかに占用手続きをおこなうか、設置者みずから撤去して下さい。そのまま放置されますと、道路法の規定により1年以下の懲役または20万円以下の罰金の罰則があります。